令和2年12月定例総会 (令和2年12月25日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

# 令和2年12月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後2時30分~3時20分
- 2. 開催場所 北区役所 大会議室
- 3. 出席委員 (16人)

1番	渡部 圭子
2番	山岸 洋子
3番	窪田 曻平
5番	佐藤 作栄
6番	坂井 祐一
8番	小林 浩
9番	此村 和也
10番	佐藤 敏明
12番	曽我 護
13番	齋藤 圭一郎
14番	倉島 正春
15番	田村 良雄
16番	松田 勝己
17番	後藤 宗一
18番	本田 敏明
19番	首藤 正男
	2 3 5 6 8 9 0 2 3 4 4 5 6 7 8 1 1 2 1 4 1 5 6 7 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

4. 欠席委員 (3人)

委員4番伊藤明農政振興部会長7番武田 武盛委員11番若林 清廣

### 5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1 議事録署名委員の指名 第 2 議案第44号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第 3 議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

第 4 議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

第 5 部会報告 農政振興部会報告

編集委員会報告

第 6 報告事項 新潟市北区農業委員会事務局設置規程の一部改正につい

7

農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に ついて

6. 出席事務局職員

事務局長佐久間清次長島貫徹農地係長浅香範人

# 7. 会議の概要

### 事務局

定刻になりましたので、これより令和2年12月の定例総会を開催いたします。

議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

本日は、4番 伊藤 明 委員、7番 武田 武盛 委員、11番 若林 清廣 委員の3名から欠席の連絡がありましたが、定足数 を満たしており総会が成立していることを申し添えます。

それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。

午後2時30分 開 会

## 議長

日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。

### 事務局

ご報告申し上げます。

議案説明のため関係職員が出席しております。

次に、令和2年11月定例総会後の主な行事・会議等につき ましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。

以上で報告を終わります。

### 議長

これより、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、 議長において、9番 此村 和也 委員、10番 佐藤 敏明 委員 を指名いたします。

続きまして、日程第2、追加議案第44号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。

議案第44号及び42号については、12月22日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。

#### 農地部会長

農地部会での審議内容について報告します。

まず、追加議案第44号農地法第3条許可申請に関する意見 決定について報告します。

申請は4件です。追加議案をご覧ください。

番号1番

所在地 北区内沼 以下記載のとおり 譲受人 北区内沼 以下記載のとおり 譲渡人 中央区鐙3丁目 以下記載のとおり 地目及び面積 田1筆 1,031平方メートル 契約内容 贈与 10アール当り対価 0円 通作距離 2キロメートル 譲受人の農業従事者数 3人 譲受人の経営面積 220.25アール 地域区分 農用地区域

譲渡人は申請地を相続によって取得しましたが、高齢によって耕作ができなくなり、親戚である譲受人に贈与することで話がまとまったものです。

### 番号2番

所在地 北区横井 以下記載のとおり 譲受人 北区太田 以下記載のとおり 譲渡人 北区太田 以下記載のとおり 地目及び面積 田1筆 1,781メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 56万1千円 通作距離 400メートル 譲受人の農業従事者数 2人 譲受人の経営面積 116.57アール 地域区分 農用地区域

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、耕作ができずに貸していました。今回、規模拡大を考えている譲受人との間で売買することで話がまとまったものです。

### 番号3番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり 譲受人 東区津島屋7丁目 社会福祉法人 彩のかけはし 譲渡人 北区島見町 以下記載のとおり 地目及び面積 畑8筆 5,650平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 695,575万円 通作距離 2キロメートル 地域区分 農用地区域外 農地法第3条で農地を取得できる法人は農地所有適格法人に限られていますが、農地法第3条の不許可の例外に営利を目的としない法人が業務の運営に必要な施設として農地を取得できる場合があります。

今回の申請は社会福祉法人が、リハビリ農園として隣接する畑で農作物を栽培するということで、農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する「営利を目的としない法人の業務に必要な施設の用に供すると認められるため農林水産省令に該当する」ことに該当すると判断できるため許可できるものです。

転用者の代理人から来庁を願い、お話を伺いました。

現在運営している社会福祉法人が、申請地をリハビリ農園と して活用したいと考え、売買で話がまとまったとのことでし た。

委員から、農機具は耕運機だけなのかとの質問に、今は耕運機だけだが、来年にトラクターの購入を考えている。また、ビニールハウスの購入も考えているとのことでした。また、トラクターを使うとのことだが、事故が起こると大変である。十分気を付けて作業をしてもらいたいとの指導がありました。また、JAなどに相談しているのかとの質問に、JA新潟市のサポートセンターに相談している。1年目は雑草の保全をしっかりするようアドバイスをもらっているとのことでした。また、申請地は形状の悪い畑なので、近隣の農家の方に指導を受けた方がいいとの指導がありました。また、農園は何人で作業をするのかとの質問に法人の職員で4名から5名を考えているとのことでした。また、今回の申請地は飛び地になっているが、今後どのようにするつもりかとの質問に、地主が違うので今回合意に至らなかった。来年以降協議をしていきたいとのことでした。

### 番号4番

所在地 北区上大月 以下記載のとおり 譲受人 阿賀野市榎船渡 以下記載のとおり 譲渡人 阿賀野市榎船渡 以下記載のとおり 地目及び面積 田4筆 1,628平方メートル 契約内容 使用貸借 10アール当り対価 0円 通作距離 6キロメートル 譲受人の農業従事者数 4人 譲受人の経営面積 801.61アール 地域区分 農用地区域 譲渡人と譲受人は親子関係で、農業者年金の受給のため、使 用貸借権を再設定するものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有 状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件 及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可 相当といたしました。

続きまして議案第42号、農地法第5条許可申請に関する処 分決定について説明します。

申請は2件です。議案書1ページをご覧ください。

### 番号1番

所在地 北区笠柳 以下記載のとおり 転用者 北区須戸 以下記載のとおり 所有者 東区中木戸 以下記載のとおり 地目及び面積 畑1筆 1,066平方メートル 農地区分 第2種農地 契約内容 売買 転用内容及び土地利用面積 駐車場・資材置場敷地 1,066メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は農閑期に建設業に従事しており、重機置場と資材置場を探していました。申請地は県道に面しており交通の便がよいため、売買で申請地を購入し、駐車場・資材置場とすることで話がまとまったとのことです。

委員から、地元では申請地を誰がどのように使うか心配していた。周りに迷惑をかけないようにしてほしいがいかがかとの質問に、隣接の皆さんと協議し、迷惑をかけないようにしたいとのことでした。また、資材は何を置くのかとの質問に砂利や土砂を置く予定と聞いているとのことでした。また、申請地は今まで地元で雑草の管理をしていた。今後はしっかり管理してもらいたいとの指導がありました。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。 申請地は交通の便がよく、現場も行きやすく、申請地以外の土 地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけで あったため許可できるものです。

#### 番号2番

所在地 北区内島見 以下記載のとおり

転用者 北区樋ノ入 有限会社 山田重機 所有者 北区内島見 以下記載のとおり 地目及び面積 畑2筆 3,355平方メートル 農地区分 第2種農地 契約内容 売買 転用内容及び土地利用面積

駐車場及び検査場並びに資材置場敷地 3,355平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。 転用者は申請地の近くで土木建築機械のリース業を営んでいますが、現在借りている資材置場等が手狭になり、会社近くで適地を探していました。申請地はクレーンの検査を行うための十分な面積があり、会社から近いため、売買することで話がまとまったとのことです。

委員から、申請地は造園業者が借りていたようだが、いまある庭木等はどうするのかとの質問に、造園業者から処分してもらう予定で、大きな木は薪にするが、それ以外はチップにする予定であるとのことでした。また、路面はどのようにするのかとの質問に、砂利を敷き、路盤材を敷く予定にしているとのことでした。また、申請地の隣接地の一部に農地がある。周辺に迷惑をかけないようにしてもらいたいとの指導がありました。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の会社に近く、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。なお、この案件については転用面積が30アールを超えていますので、一般社団法人新潟県農業会議の常設審議委員会運営規程内規により常設審議委員会に諮問を行う事が必要となりますので、当農業委員会の議決は「許可相当」となり、許可日は諮問会議が開催される1月15日となります。

なお一層のご審議をお願いします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありません

か。

# (「異議なし」の声あり)

### 議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号 農地法第3条許可申請に関する意見 決定について、議案第42号 農地法第5条許可申請に関する 処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されまし た。

次に、日程第4、議案第43号 新潟市農用地利用集積計画 の決定についてを、議題といたします。

議案第43号については、12月18日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長職務代理及び事務局から審議の内容について報告を求めます。

なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。

私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を本田会長 職務代理と交代いたします。

# 議長(本田会長職務代理)

最初に、「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、2ページから10ページの利用権設定新規のうち、10番、41番から44番の5件、29ページから30ページの所有権移転のうち、7番の1件、計6件について審議します。

つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、11番 若林 清廣 委員は欠席しておりますので、17番 後藤 宗一 委員、19番 首藤 正男 委員の退席を求めます。

## (議事参与委員退席)

# 議長

(本田会長職務代理)

それでは、事務局から審議の内容について報告を求めます。

### 事務局

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、 議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたしま

議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明

のありましたとおり、議案書 2ページから 1 0ページの利用権設定 新規のうち、3ページの 1 0番、1 0ページの 4 1番から 4 4番の 5 件、そして、3 0ページの所有権移転 7番の 1 件、計 6 件となります。

次に、議案書3ページと10ページの利用権設定について、 申請案件のご説明をいたします。

利用権設定の譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。

次に、議案書30ページの所有権移転について、申請案件の ご説明をいたします。

番号7番売買です。譲渡人が離農するため、賃貸している譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の 要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効 率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会 農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しまし た。

以上審議した結果原案の、とおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

## 議長

(本田会長職務代理)

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご 発言願います。

何かございませんか。

### (質問・意見なし)

# 議長

(本田会長職務代理)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案は事務局報告のとおり決するにご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

### 議長

(本田会長職務代理)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号 「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事

参与の制限に該当する 案件番号、利用権設定新規の10番、 41番から44番、所有権移転の7番の計6件については、事 務局報告のとおり可決されました。

# (議事参与委員 入室・着席)

### 議長

(本田会長職務代理)

会長が戻られましたので、議長を交代いたします。

# 議長

次に、議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。

なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。

# 農政振興部会長 職務代理

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、 議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明を いたします。

本日の配布資料4ページの令和2年 利用権促進事業権利別 実績表をお開きください。

①利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で13 3件900,036平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、128件877,73 1平方メートルです。②農地中間管理権設定は18件123,391平方メートルです。④所有権移転は10件24,57 0平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、9件23,079平方メートルです。⑤利用権移転は1件1,726平方メートルです。

次に、議案書は、2ページから28ページをご覧ください。 利用権設定の申請案件の説明をいたします。

新規の利用権設定は38件、利用権更新は90件の契約内容 となっています。

譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。 譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書29ページから30ページをご覧ください。 所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。 番号1番 売買です。

譲渡人の申し出により、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番 売買です。

譲渡人が後継者不在のため、賃貸している譲受人に相談した ところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番 売買です。

譲渡人が労力不足で耕作ができないため、賃貸している譲受 人に相談したところ売買することで話しがまとまったもので す。

番号4番 売買です。

譲渡人の居住地が遠方で耕作不便のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号5番 売買です。

譲受人の申し出により、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号6番 売買です。

譲受人の申し出により、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号8番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号9番 売買です。

譲渡人が離農するため、賃貸している譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号10番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書31ページをご覧ください。

利用権移転の申請案件についてご説明申し上げます。

番号1番は、農事組合法人 緑夢に農地を集積するため、利用権を移転するものです。

次に、議案書32ページから35ページをご覧ください。 農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上 げます。

中間管理機構への貸付けを行う18件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものはなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金の申請者は2名となっております。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律 及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基 づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の 要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効 率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会 農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しまし た。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議長

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご 発言願います。

何かございませんか。

松田 勝己 委員

議長、16番

議長

16番、松田委員

松田 勝己 委員

議案書30ページからの所有権移転において、木崎の案件6 番は、近隣地番の案件5番の半額であるがどのような場所なの でしょうか。

事務局

こちらの案件は農地パトロールの際にもご確認をいただいております牛舎裏手に耕作放棄地が何筆もある場所です。後ほどの農政振興部会報告にもございますが、案件5番と案件6番の売買は並行して話が進められていましたが、案件6番は林のような藪で農地の状態が悪いことから、案件5番の半額で話がまとまったものです。

議長

他にありませんか。

(他の質問・意見なし)

議長

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案は農政振興部会長職務代理報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長職務代理報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。

12月18日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長職務代理から審議内容について報告を求めます。

農政振興部会長 職務代理 それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。

先程ご審議いただきました、議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定133件、農地中間管理権18件、所有権移転10件、利用権移転1件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。

主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。

皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長職務代理報告のとおり決することに 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、部会報告は、農政振興部会長職務代理報告のとおり決定されました。

次に、編集委員会報告を議題といたします。

12月18日に、編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長職務代理から審議内容について報告を求めます。

農政振興部会長職務代理

本日配布資料15ページをお開き下さい。

令和2年12月18日(金)午前10時10分より、区役所 3階の大会議室で、3月10日発行の農業委員会だより第43 号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。

協議事項(1)北区農業委員会だより3月発行号については、第43号の紙面構成について、表紙は「産直とよさか げんき村」に依頼することにいたしました。2ページから3ページについては「委員レポート」とし、農業委員レポートは佐藤敏明委員、推進委員レポートは長場委員に依頼することにいたしました。4ページは11月に行いました「後期農地パトロールの実施」、「新潟市表彰(会長、後藤委員、小林委員、金井推進委員、陸推進委員)」等を掲載することにいたしました。5ページは「実勢賃借料(北区)の情報」、「農作業別機械料金及び作業賃金(参考額)」を掲載することにしました。6ページは「農業頑張ってます!」等を掲載し、「編集後記」については武田委員に決定しました。原稿の締切日については、1月22日(金)といたしました。

協議事項(2) その他については、特にありませんでした。以上です。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 農政振興部会長職務代理報告のとおり、決するにご異議あり ませんか。

# (「異議なし」の声あり)

### 議長

異議なしと認めます。

農政振興部会長職務代理報告のとおり、決定されました。

次に、日程第6 報告事項を議題とします。 事務局から報告を求めます。

### 事務局

最初に、新潟市北区農業委員会事務局設置規程の一部改正について、ご報告をいたします。

議案書42ページから44ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和3年2月1日に北区役所が新庁舎に移転することに伴い、新潟市北区農業委員会事務局の事務室も移転するため、新潟市北区農業委員会事務局設置規程で定める事務局の位置について改正を行なうものでございます。具体的には、44ページの新旧対照表のとおり、1個所の改正を行なうものとなります。

次に、専決処分のご報告をいたします。

お手元の専決処分書 45ページから53ページをご覧ください。

最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件 専決処分しました。

次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、5件 専 決処分しました。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、25件 専決処分しました。

次に、農地の転用事実に関する照会書について、4件 専決 処分しました。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、22件 専決処分しました

以上で報告を終わります。

### 議長

全日程が終了しました。

これにて、令和2年12月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 午後3時20分

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北 区農業委員会会議規則第14条第2項の規定により ここに署名する。

新潟市北区農業委員会

委員 此村 和也

委員 佐藤 敏明